



義務付け・枠付けの見直しに 関する地方独自の基準事例 (9月議会版)

平成24年11月

内閣府地域主権戦略室

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しの趣旨・経緯

- 地域主権改革を進めるためには、これまで国が一律に決定し自治体に義務付けてきた基準、施策等を、自治体が条例の制定等により自ら決定し、実施するように改めることが必要
- 義務付け・枠付けについては、地方分権改革推進委員会の勧告、「地方分権改革推進計画」(H21.12.15)、「地域主権戦略大綱」(H22.6.22)を踏まえ、「施設・公物設置管理の基準」等について、第1次一括法・第2次一括法等により、これまで2次の見直しを実施してきており、国の基準と異なる独自の基準が制定され始めている

第1次一括法(H23.4.28)成立

- ・公営住宅の整備基準及び収入基準の条例委任等41法律の改正

第2次一括法(H23.8.26)成立

- ・図書館運営審議会の委員の任命基準等160法律の改正(その他基礎自治体への権限移譲関係47法律の改正)

第3次一括法案(H24.3.9)国会提出 ⇒ 継続審議

- ・地域包括支援センターの基準、消防長及び消防署長の資格の条例委任等69法律の改正

4次見直し ⇒ 年内閣議決定予定

- ・地方からの地域の実情に即した具体的な提案を受けて各省に対して検討を要請中

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

条例制定権の拡大の意義・効果

○地方議会での地域特性に応じた特色ある条例の制定を通じて、

- ・地域特有の問題(子育て支援、障害者支援、交通渋滞等)の解決
- ・きめ細やかな住民サービスの提供
- ・効率的な予算執行(公営住宅等の有効活用、的確な道路整備等)
- ・自治体の政策法務力の向上
- ・地方議会の審議の活性化

などにつながり、地域主権改革の成果が具体化

※ 第1次・第2次一括法ともに地方自治体の条例等が必要なものの
施行期日はH24.4.1。ただしH25.3.31まで経過措置あり

独自事例③の目次

- 公営住宅の入居基準・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 公営住宅の整備基準・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 道路構造の基準・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 道路標識の基準・・・・・・・・・・・・・・・・8
- 児童福祉施設の設備及び運営の基準・・・・・・・・9
- 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準・・・・10
- 障害者サービス等の設備及び運営の基準・・・・11
- 保護施設の設備及び運営の基準・・・・・・・・12
- 公共職業能力開発施設の行う職業訓練の基準・・・・13
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の基準・・・・14
- 都市公園の設置の基準・・・・・・・・・・・・16
- 図書館運営審議会等の委員の任命・委嘱の基準・・17
- 水道技術管理者等の職員資格の基準・・・・・・・・18
- 鳥獣保護区等を表示する標識の寸法の基準・・・・19

公営住宅の入居基準に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公営住宅の入居基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

①入居収入基準－対象者の月収の範囲を条例で設定（従来は15.8万円以下で全国一律）

※ 政令（公営住宅法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

②同居親族要件－単身者を対象者に含めるか否かを条例で設定（従来は単身者は原則対象外）

③入居者の範囲・収入－特に居住の安定を図るべき者（「裁量階層」）の範囲・収入を条例で設定

地方独自の基準の具体例

○子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点からの活用

- ・裁量階層の対象範囲を「未就学児童がいる世帯」から、「中学生以下の児童がいる世帯」に拡大【茨城県常陸太田市、京都市、神戸市等】、「20歳未満の者が3人以上いる世帯」を追加【京都市】、新婚世帯を追加【茨城県常陸太田市】、若年夫婦世帯を追加【神戸市】

○犯罪被害者等を支援する観点からの活用

- ・同居親族要件を維持した上で、犯罪被害者や長期結核療養患者については単身入居を可能に【京都府木津川市】

○定住を促進する観点からの活用

- ・中学生以下の児童がいる世帯、新婚世帯等については、市外の居住者でも申し込み可能に【茨城県常陸太田市】

公営住宅の入居基準の改正イメージ

従来

改正後(条例で規定)

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を政令で規定

- ・60歳以上の高齢者
- ・未就学児童がいる世帯 等

特に居住の安定を図るべき者
(裁量階層)の資格要件を条例で決定

- ・低額所得者のために整備する住宅であり、富裕層の利用は不適當
- 入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位50%)

裁量階層の入居収入基準額の上限を政令で規定(収入分位40%)

50%
(月収25.9万円)

40%
(月収21.4万円)

この範囲内で事業主体が裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

この範囲内で事業主体が本来階層と裁量階層の入居収入基準額を条例で決定

入居収入基準額を政令で規定(収入分位25%)
(本来階層)

25%
(月収15.8万円)

- ・住宅に困窮する低額所得者には、全国どこでも一定の入居機会が確保されることが望ましい
- 入居収入基準額の参酌すべき額を政令で規定(収入分位25%)

A県 B市 収入分位 A県 B市

本来の入居対象とする者(本来階層)

公営住宅の整備に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた公営住宅の整備に関する基準について、公営住宅法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

住戸の基準（1戸あたり床面積の合計は、原則として、19㎡以上）
共同施設の基準（児童遊園、集会所等の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模等に応じて、入居者の利便を確保する）等



改正後

省令（公営住宅等整備基準）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○世代構成の多様化を図る取組

- ・ユニバーサルデザインを導入するよう努力義務化【岡山県美作市】

○利便性の向上を図る取組

- ・自動車駐車場の設置を義務化【京都府木津川市】

○長期利用や環境に配慮した取組み

- ・堆雪場所の確保など積雪期における除排雪の負担の軽減について配慮【北海道余市町】
- ・耐震性、耐久性を備え、長期にわたり良質な状態で使用できるように整備【岐阜県】
- ・環境に配慮し、自然と共生するように整備【岐阜県】

○地産地消や地域経済に配慮した取組

- ・地元産材を使用するよう努力義務化【長野県、茨城県常陸太田市、岡山県美作市等】

道路構造に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた地方道（都道府県・市町村道）に関する車線の幅員等について、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

政令（道路構造令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」、設計車両（道路設計の基礎となる自動車の寸法等）、設計自動車荷重（橋等の工作物での荷重に対する必要な強度）、建築限界（トンネル等における空間確保の限界）については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○安全確保対策の促進

- ・自転車の交通量が多い道路について、国の基準にはない「自転車走行指導帯」の設置を明文化【香川県高松市】

※自転車走行指導帯とは、自転車の適正な通行についての啓発並びに安全性及び走行性の向上を目的として、車道の左端部に設けられた帯状の道路の部分で、交通規制を伴わずに自転車の通行位置を示すもの（右図）

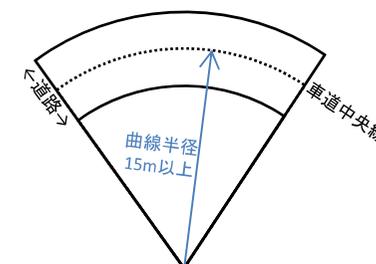
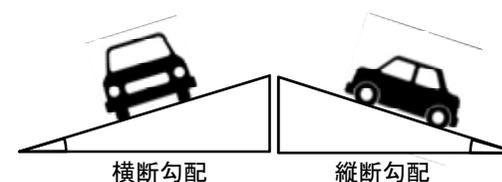
- ・歩道等の横断勾配を2%以下から1%以下に厳格化するとともに、国の基準がなかった歩道等の縦断勾配を5%以下と規定【福岡県】

○地域の課題への対処

- ・道路の縦断勾配を最大12%から最大17%まで可能に【長崎県長崎市】
- ・道路の曲線半径（カーブの半径）の最小値を「15m」から「原則15m」とし、地域の実情に応じた整備を可能に【長崎県長崎市】
- ・待避所の長さ（20m以上）を、やむを得ない場合縮小できることを規定【広島県府中市】



自転車走行指導帯の例
（国道359号（金沢市））



道路標識に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

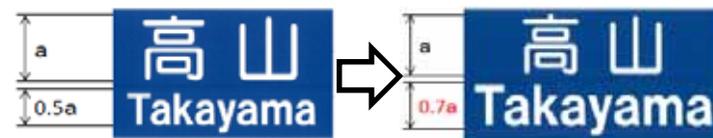
府省令により全国一律に定められていた地方道に関する案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、道路法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさについて、従来から、構造改革特区において、国の基準の50%まで縮小可能
規制標識及び指示標識については、従来から国の基準の50%まで縮小可能
色、形状については、従来どおり全国一律

地方独自の基準の具体例

○視認性の改善

- ・ローマ字の大きさは、文字(漢字、かな)の大きさの50%が基準だったが、文字の大きさの70%に拡大【岐阜県】



○地域の道路状況に応じた合理的な道路標識の整備

- ・自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合等に、案内標識及び警戒標識の標識板や文字の寸法を縮小可能に【香川県高松市】
- ・自動車の通行に支障を及ぼす恐れがある場合等に、警戒標識の標識板や文字の寸法を縮小可能に【長崎県長崎市】



案内標識



警戒標識



規制標識



指示標識

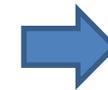
児童福祉施設の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた児童福祉施設(保育所、児童館等)の設備及び運営に関する基準について、児童福祉法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

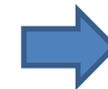
省令(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)については、条例を制定する際の基準
条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

職員の研修機会を確保、衛生管理上必要な措置を講じる、屋外の遊戯場の面積は幼児1人当たり3.3㎡以上 等



参酌すべき基準

居室の面積基準:0、1歳児の乳児室の面積は1人当たり1.65㎡以上
保育士の配置基準:0歳児は乳児3人当たり保育士1人を配置 等



従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○安心安全など子育て環境の充実

- ・保育所における0、1歳児の乳児室の面積を1人当たり1.65㎡から3.3㎡以上に引き上げ【福岡県、広島県福山市】
- ・保育所に置く調理員のうち、1人は栄養士又は調理師の配置を義務化【兵庫県】
- ・人権擁護推進員、災害対策推進員、安全管理対策推進員を必置【和歌山県】
- ・保育所において不審者等の侵入を防止するための措置を講じ、訓練を行うことを努力義務化【福岡県】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)の設備及び運営に関する基準について、老人福祉法及び介護保険法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

居室の定員(今回の改正に併せて、4人以下から1人(必要と認められる場合は2人)に改められた)
設備の基準(廊下の幅は1.8m以上、食堂の面積は入所者1人当たり3㎡以上等)
介護の方法(1週間に2回以上入浴等をさせること)等

参酌すべき基準

居室の面積基準(入所者1人当たり10.65㎡以上)
職員の配置の基準(入所者3人当たり介護職員1人以上)等

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた施設の整備等

- ・広域型特別養護老人ホームの廊下幅は片廊下1.8m(中廊下2.7m)以上とされていたが、円滑な往来に支障ない場合は片廊下1.5m(中廊下1.8m)以上に緩和【千葉県】
片廊下とは、廊下の片側に居室等がある廊下。中廊下とは、廊下の両側に居室等がある廊下。
- ・特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所の廊下幅については、特別養護老人ホームと同じ廊下幅も可能に(例:地域密着型に併設の場合、片廊下1.5m(中廊下1.8m)未満も可能)【大阪府】
- ・建物は耐火建築物又は準耐火建築物であることを原則義務化【大阪府】
- ・利用者等に提供するサービスの状況等に関する書類を整備し、保存年限を2年間から5年間に延長【長野県】

障害福祉サービスの設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第1次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準について、障害者自立支援法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

居室の定員（4人以下とする）

設備の基準（廊下の幅は1.8m以上、食堂の面積は入所者1人当たり3㎡以上等）

サービスの方法（居宅介護サービスは総合的に提供する必要がある、特定の援助に偏ることがないこと）等

参酌すべき基準

サービスの利用定員・規模（共同生活住居については、30人以下等）

標準

居室の面積基準（指定障害者支援施設では入所者1人当たり9.9㎡以上など）

職員の配置の基準（看護職員は生活介護の単位ごとに1人以上）等

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた施設の整備

- ・生活介護等を行う障害者支援施設及び福祉ホーム等の構造について、耐火建築物又は準耐火建築物であることを義務化【大阪府】
- ・グループホーム及びケアホーム（共同生活援助及び共同生活介護）について、地域住民との交流確保等の要件を満たせば、入所施設又は病院の敷地内において設置可能に【兵庫県】
- ・障害者支援施設について、トイレにブザーを必置【兵庫県】

○運営に係る基準への施策の反映

- ・障がい種別や程度、特性、個々の適性、ニーズを踏まえ、就労準備から職場定着まで一貫した就労支援を行うため、すべての就労移行支援事業者に対して、毎年度職場定着状況の報告を義務化【大阪府】

保護施設の設備及び運営に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた保護施設の設備及び運営に関する基準について、生活保護法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

保護施設とは、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設

省令(救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準)については、条例を制定する際の基準

条例の制定主体は、都道府県・指定都市・中核市

救護施設の居室の定員(原則4人以下) 等

参酌すべき基準

救護施設の利用定員(30人以上)、授産施設の利用定員(20人以上)

標準

救護施設の居室の面積基準(入所者1人当たり3.3㎡以上)

更生施設の職員の配置の基準(入所人員が150人以下の施設には生活指導員6人以上) 等

従うべき基準

地方独自の基準の具体例

○保護施設の設備及び運営に関する基準

- ・国の基準では、救護施設に原則霊安室を設置しなければならないとされているが、全ての居室の定員が1人である場合は、霊安室を任意設置として規定【兵庫県】
- ・救護施設や更生施設においては、国の基準にはない入所者の健康の保持増進を担当する職員配置を努力義務化【徳島県】
- ・保護施設(医療保護施設を除く)にその運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、評価結果を公表することを努力義務化【兵庫県】

公共職業能力開発施設を行う職業訓練に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

法令により全国一律に定められていた公共職業能力開発施設における職業訓練の実施に関する基準等について、職業能力開発促進法の改正をし、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

- ※ 公共職業訓練……………公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練又は高度職業訓練
- ※ 公共職業能力開発施設…国・都道府県・市町村が職業訓練を行う、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等
- ※ 短期課程……………職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための短期間の訓練課程であり、在職労働者、離転職者、高齢者等の様々な労働者を対象
- ※ 普通課程……………将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるための長期間の訓練課程であり、新規学校卒業者又はこれと同等以上の学力を有する者を対象

地方独自の基準の具体例

○職業能力開発校において無料とする公共職業訓練の対象者の拡大

- ・離転職者から全求職者に対象者を拡大(短期課程の普通職業訓練に限定)【秋田県】
- ・国の基準の対象者に加え、普通課程の普通職業訓練の対象者の一部まで拡大【熊本県】

	国の基準	秋田県	熊本県	
対象者	離 転 職 者	全 求 職 者	離 転 職 者	障害者限定訓練受講者 国の委託訓練受講者
訓練課程	短期課程の 普通職業訓練	短期課程の 普通職業訓練	短期課程の 普通職業訓練	普通課程の 普通職業訓練

○地域の実情に応じた訓練期間の設定

- ・国の基準では、普通課程の普通職業訓練における訓練期間は、高等学校卒業者の場合は原則1年としているが、これを原則2年と規定【秋田県】

高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する地方独自の基準事例（1）

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた特定道路及び特定公園施設に関する基準について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

特定道路とは、生活関連経路（高齢者や障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの生活関連施設間を結ぶ道路）を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が、通常、徒歩で行われる道路であり、国土交通大臣が指定したもの

特定公園施設とは、都市公園の出入口と主要な公園施設等との間の経路及び駐車場との間の経路を構成する園路及び広場

地方独自の基準の具体例（特定道路）

○特定道路における高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置

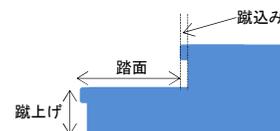
- ・歩道に排水溝を設ける場合、車椅子や杖利用者が通過する際に支障のない構造（蓋をする等）にすることを義務化【北海道余市町、京都府、高知県、香川県】
- ・エレベーター内に手すりを2面以上設置すること、利用者を感じて自動的に扉を制止する構造とすることを義務化【京都府】
- ・国の基準がなかった階段の寸法について、^{け あ}蹴上げ（段差）15cm、^{ふみ づら}踏面（ステップ）30cmを標準、^{け こ}蹴込みを2cm以下と規定【福岡県】
- ・国の基準がなかった点字ブロックの大きさについて、30cm×30cmと規定【福岡県】



車椅子や杖利用者に支障のない溝蓋の例



2面以上手すりが設置されているエレベーターの例



高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する地方独自の基準事例（2）

地方独自の基準の具体例(特定公園施設)

○特定公園施設における高齢者、障害者等の移動を容易にするための措置

- ・園路の縦断勾配は5%以下が国の基準であるが、4%以下に厳格化【福岡県】
- ・園路等に排水溝を設ける場合、車椅子や杖利用者が通過する際に支障のない構造(蓋をする等)にすることを義務化【北海道余市町、京都府、高知県、香川県】
- ・車椅子利用者用駐車施設を駐車場に設置する際、できる限り園路等からの距離が短くなる位置にすることを義務化【京都府】
- ・国の基準がなかった階段の寸法について、蹴上げ(段差)16cm以下、踏面(ステップ)30cm以上、蹴込み2cm以下と規定【北海道余市町、福岡県】
- ・多機能便房(多目的トイレ)を設ける便所の出入口の幅を80cm以上から90cm以上に【高知県、福岡県】
- ・便所の戸や水栓の形状を高齢者、障害者等の利用に適したものにすることを義務化【京都府、鳥取県、高知県】

<特定公園施設の例>



レバー式水栓



光感知式水栓

都市公園の設置基準に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

政令により全国一律に定められていた都市公園の設置基準について、都市公園法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

一の市町村内の住民一人当たりの都市公園の敷地面積（10㎡以上。市街化区域は5㎡以上）
街区公園の標準面積：0.25ha、近隣公園の標準面積：2ha、地区公園の標準面積：4ha
運動公園、総合公園・広域公園の標準面積：その機能を十分発揮できる敷地面積

都市公園内の建築物の割合：原則として敷地面積の100分の2まで、休養施設等は通常の100分の2のほか100分の10まで、国宝等は通常の100分の2のほか100分の20まで

改正後

政令（都市公園法施行令）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○地域の実情に応じた都市公園の整備を図る取組

- ・都市公園内の建築物の割合は、原則として敷地面積の100分の2までが国の基準であるが、公園内に集会所や便所などを設置するときは、1,000㎡以上の公園については敷地面積の100分の4と規定【長崎市】
- ・市民1人当たりの都市公園の面積は10㎡以上が国の基準であるが、6.1㎡以上と規定【兵庫県伊丹市】
- ・街区公園の標準面積は、0.25haが国の基準であるが、0.15haと規定【広島県江田島市】
0.1haと規定【香川県さぬき市】

○都市公園の充実を図る取組

- ・県民1人当たりの都市公園の面積を12㎡以上と規定【高知県】
- ・市民1人当たりの都市公園の面積を20㎡以上と規定【香川県さぬき市】

図書館運営審議会等の委員の任命・委嘱に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

法律により全国一律に定められていた図書館運営審議会、公民館運営審議会、博物館運営審議会の委員の任命等に関する基準について、図書館法、公民館法、博物館法を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

従来

図書館法、社会教育法、博物館法により以下の任命基準を規定

- ・学校教育及び社会教育の関係者
- ・家庭教育の向上に資する活動を行う者
- ・学識経験のある者



改正後

図書館法施行規則等（改正前の図書館法等の内容が規定されたもの）を参酌し、地域の実情に応じた基準を条例で規定

地方独自の基準の具体例

○図書館運営審議会の委員

- ・公募による市民を追加【神奈川県厚木市*】
- ・教育委員会が必要と認める者を追加【愛知県小牧市*】

○公民館運営審議会の委員

- ・地域活性化の向上に資する活動を行う者を追加【山形県小国町*】
- ・教育委員会が必要と認める者を追加【愛知県小牧市*】

○博物館運営審議会の委員

- ・公募による市民を追加【長野県松本市*】

*の事例は6月議会までに制定済みの事例

水道技術管理者等の職員資格に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

改正前（水道技術管理者、水道布設工事監督者、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格については、民間・地方公共団体を通じて、政省令により規定）

水道技術管理者・水道布設工事監督者の資格
・大学で土木工学（水道工学及び衛生工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格
・大学で理学、薬学等（衛生工学及び化学工学以外）を修め、かつ3年以上の実務経験を有する者
・10年以上の実務経験を有する者 等

改正後

地方公共団体の職員については、水道法施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則を参酌し、条例により、地域の実情に応じた資格の設定を可能としたところ

地方独自の基準の具体例

○地方公共団体の実情に応じた資格の設定

- ・学歴ごとに定められている水道布設工事監督者の資格基準の実務経験年数を、国の基準より短縮化（例：大学で土木工学（衛生工学・水道工学以外）を修めた者について、水道布設工事監督者の資格基準の実務経験年数3年以上⇒2年以上）【北海道恵庭市】
- ・水道布設工事監督者の資格について、10年以上の実務経験者などとされているが、「東かがわ市水道事業において、5年以上実務を経験した者」を追加【香川県東かがわ市】
- ・水道技術管理者及び水道布設工事監督者の資格について、市長が国の基準と同等以上の技能を有すると認める者を追加【山口県長門市】

鳥獣保護区等を表示する標識の寸法に関する地方独自の基準事例

第2次一括法による改正の概要

省令により全国一律に定められていた指定狩猟禁止区域等を表示する標識の寸法に関する基準について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律を改正し、条例により、地域の実情に応じた設定を可能としたところ

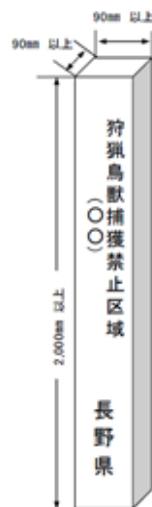
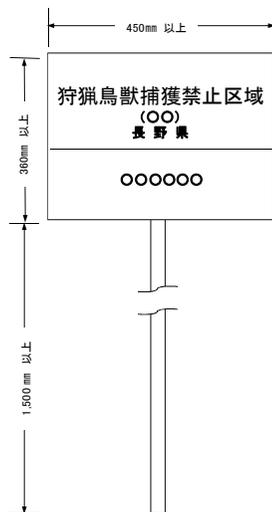
省令（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則）は条例を制定する際の「参酌すべき基準」

地方独自の基準の具体例

○地域の实情に応じた標識の整備

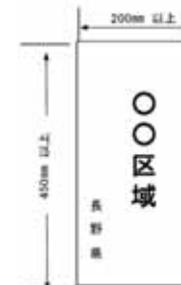
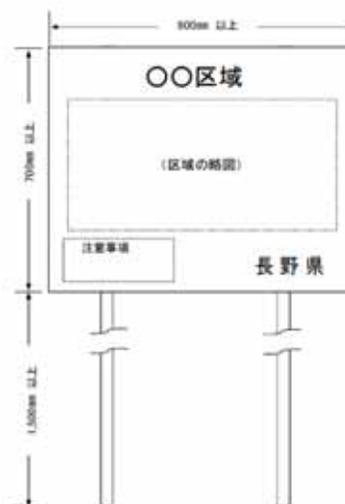
- 対象狩猟鳥獣捕獲禁止区域等で禁止等される狩猟鳥獣名を記載し、または、区域の略図を示したものの等補助的に設置する標識など、国の基準以外の標識の様式や寸法について規定【長野県】

< 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止または制限する区域の標識 >



標識は「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」のものを例示しています。「狩猟鳥獣捕獲制限区域」の標識は区域の名称以外は同じ様式となります。なお、(〇〇)には捕獲が禁止・制限される狩猟鳥獣名等が、〇〇〇〇〇〇には英語名が記載されます。

< 地勢等の地理的条件を考慮して補助的に設置する標識 >



「〇〇区域」の部分には指定猟法禁止区域等の区域の名称が入ります。